

大阪府がん患者等妊よう性温存治療費事業の概要

がん治療（化学療法、放射線療法等）の副作用により、主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、生殖機能が低下する又は失われることがあります。そのため、がん治療の前に胚（受精卵）、卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結し保存するものです。

対象者

府指定医療機関で受診し、妊よう性温存治療を受ける場合

以下の要件を全て満たす方

- (1) 申請時に府内に住所を有し、妊よう性温存治療実施日に年齢が満43歳未満の方
- (2) 対象とする原疾患の治療内容が①もしくは②の方
 - ①ガイドライン(※1)で定める高・中間・低リスクの治療（治療内容はがん治療医にご確認ください）
 - ②乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療
- (3) 府指定医療機関(※2)においてR3.4.1以降に妊よう性温存治療を受けた方
- (4) 担当医師により、妊よう性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
- (5) 妊よう性温存治療に係る国の研究(※3)に参加できる方
- (6) 助成対象費用に対し、不妊に悩む方への特定治療支援事業に基づく助成を受けていない方

府指定医療機関で受診（カウンセリング）した結果、妊よう性温存治療を受けるに至らなかった場合

以下の要件を全て満たす方

- (1) カウンセリング実施日（R3.4.1以降）に府内に住所を有し、年齢が満43歳未満の方
- (2) 対象とする原疾患の治療内容が①もしくは②の方
 - ①ガイドライン(※1)で定める高・中間・低リスクの治療（治療内容はがん治療医にご確認ください）
 - ②乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療
- (3) 担当医師により、妊よう性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
- (4) カウンセリングを受けた結果、妊よう性温存治療を受けるに至らなかった方

対象治療・経費・上限額

【妊よう性温存治療費助成対象者】

※対象者一人に対して通算2回まで

| 対象となる治療 | 対象となる経費 | 助成上限額/1回 |
|----------------------|--|----------|
| 胚(受精卵)凍結に係る治療 | ◆対象治療に係る治療費及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用 ※入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の直接関係ない費用及び初回の凍結保存費用以外の凍結保存の維持に係る費用は対象外です。 | 35万円 |
| 未受精卵子凍結に係る治療 | | 20万円 |
| 卵巣組織凍結に係る治療 | | 40万円 |
| 精子凍結に係る治療 | | 2万5千円 |
| 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療 | | 35万円 |

【カウンセリング費用助成対象者】

※対象者一人に対して1回限り

| | | |
|---------|-----------|-----|
| カウンセリング | カウンセリング費用 | 5千円 |
|---------|-----------|-----|

手続きの流れ

